

# 解決Q&A

## ビル賃貸借

### 状況変更による契約解除

**テナントが賃貸人に無断で資本構成や役員などを変動させた場合 借権の無断譲渡として契約解除できないか**

**Q1** 当社は、A社(同族会社)にビルのワンフロアを賃貸しました。ところが、その後に判明したところによると、A社では、オーナー株主が発行済みの全株式をBに移転しており、またオーナー一族の役員らも金員交代していますが、認められますか。

5月15日判決の例は、「賃借人に会社としての活動の実体がなく、法人格が形骸化している場合は別だが、テナントの法人格というものを考慮する限り、株主や役員が代わっても法人格は変わらない。賃貸人の対抗手段としては、テナントが株主や役員の変更をするときは、事前に賃貸人の承諾を要するものとし、承諾を得らなかつたときは契約を解除できるとの特約を結ぶべき」といいう要旨です。

以上によれば、賃貸のケースの場合、賃借権の無断譲渡とは認められず、前記のような特約がない限りは契約の解除は認められません。

**A1** 最高裁の判例(平成8年10月14日第2小法廷判決)は、こうした事例で以下の通り述べています。すなわち、テナント会社の資本構成(株主など)や役員が代わっても法人の同一性は変わらず、このことは小規模で閉鎖的な会社でも同じであり、賃借権の譲渡には当たらない。

**テナントが賃貸人に無断で第三者が営業した場合、契約解除できないか**

## Q2

弊社は、外食産業のC社に飲食店舗の営業という使用目的にて建物ワンフロアを賃貸したところ、C社は、弊社の了解もなくD社と業務委託契約を締結し、D社が飲食店舗を営業しています。営業許可はC社が受けていますが、実際にはD社がそのフロアで飲食店を営み売り上げを取得し経費も支払っています。C社に対しては管理費などの名目で毎月定額を支払っています。また、か。

承認のない転貸を理由に契約を解除できる

**A2** 結論的には、貴社は、C社に対し無断転貸を理由に貸貸借契約を解除することが可能となります。

通常、賃貸借契約書には、「転貸」に当たるのか、と他人に転貸するときは賃貸人の承諾をすること、承諾なくして転貸したら賃貸人は契約を解除できることが定められています。また、民法にもそうした規定があります。

多くの裁判例では、テナントが第三者が第三者と間に「転貸借契約」を締結しないで「業務委託契約」という方法により第三者に建物を使用させる場合も事例としては少なくないのですが、こうした場合は、「転貸」に当たるのか、ということが問題となります。

他方、テナントが第三者との間に「転貸借契約」を認められる場合は、第三者への転貸だと判断されてしまいます。本事例では、飲食店の営業許可はC社の名義によります。C社の営業によりD社が営業を行っているのであります。D社がC社の営業許可を名義ではありませんが、D社が売り上げをとり費用を支出して、要するに損益を取つており、C社には毎月一定額の使用料を支払っているに過ぎず、C社の営業開拓もないと異なる営業主体に営業させているのであります。そ

うした事実からすれば、①D社は店舗の経営主体といえますし、また②D社はC社とは独立にフロアを占有していているといえるので、転貸と考えられます。

ただ賃貸人に無断での転貸であっても、判例上、賃貸人への背信行為と認め得ない特段の事情があれば、賃貸人としては無断転貸による解除は認められません。判例では、転貸が従業員に「のれん分け」の試用としての営業の委託であり営業形態も不变で、賃貸人が解除したときは既に転貸を解消していたという事例について、賃貸人への背信行為と認め得ない特段の事情があれば、賃貸人としては無断転貸による解除は認められないとします。

で裁判上は容易には「背信性なし」とは判断されないでしょう。そこで、契約解除は認められると思われます。

ただ、賃貸人としては、可能であれば、無断転貸を理由としてC社との契約について解除権を発動することは最後の手段として、速やかにD社を撤退させてC社自身が経営しようと要求し、C社への円満な賃貸を回復していくのも方法でしょう。

してしまったなどの事例で、テナントの人的・物的要素が大幅に変動しており、実質的に賃借権の譲渡と変わらないとして契約解除を認めています。

他方、東京地裁平成18年5月15日判決の例は、「賃借人が、株式譲渡、商号、役員変更等による脱法的な無断賃借権譲渡・転貸を行ったとき」は、賃貸人は契約を解除できる旨の特約を定めていた事例ですが、この判決は、上記の最高裁の理論を述べた上、「こうした特約も、株式の譲渡や役員の変更が直ちに「賃借権の譲渡」に当たるとしているものではないと解釈し、賃貸の支払い状況や建物の使用の態様に変動が生じた場合に、この「賃借権の譲渡」に該当しうる趣旨を述べた上で、こうした変動がないことから賃貸人からの契約解除を認めませんでした。



飯沼総合法律事務所  
(東京都中央区)  
児玉 謙 弁護士

### Profile

東京大学法学院卒業。  
昭和62年第一東京弁護士会に  
弁護士登録。  
飯沼総合法律事務所パートナー。

主たる業務分野は不動産取引関係の法務、企画法務、相続・遺言の法務、著作権・知的所有権の法務など。